

施策目標個票

(国土交通省24-⑧)

施策目標	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、緑地環境整備総合支援事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	自然再生事業、下水道事業等の実施により業績指標については目標達成に向けた成果を示しており、全体として施策目標に対して順調に推移していると言える。 今後も引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

業績指標	30 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	初期値	実績値				評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約33%	—	—	約33%	約35%	集計中	約50%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	A-2	—
	31 下水汚泥エネルギー化率(下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合)	初期値	実績値				評価	目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約13%	—	—	約13%	約13%	集計中	約29%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	B-1	—
	32 汚水処理人口普及率(総人口に占める汚水処理施設を利用できる人口の割合)	初期値	実績値				評価	目標
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約87%※	—	約86%	約87%※	約88%※	集計中	約95%
	年度ごとの目標値	※東日本大震災の影響で、岩手県・宮城県・福島県の3県において調査不能な自治体があるため参考値					A-2	—
	33 特に重要な水系における湿地の再生の割合	初期値	実績値				評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約3割	—	—	—	約3割	約39%	約5割
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	A-2	—
	34 良好な水環境創出のための高度処理実施率(高度処理が必要な区域内の人口に対する高度処理が実施されている人口の割合)	初期値	実績値				評価	目標
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
		約33%	—	約29%	約31%	約33%	集計中	約43%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	A-2	—

施策の予算額・執行額等【参考】 ※下段〈〉書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	105,728 〈271〉	68,686 〈131〉	54,856 〈89〉	50,299 〈239〉
補正予算(b)		0 〈0〉	891 〈0〉	△ 386 〈0〉	—	—
前年度繰越等(c)		126,354 〈0〉	19,826 〈0〉	15,074 〈0〉	—	—
合計(a+b+c)		232,082 〈271〉	89,403 〈131〉	69,545 〈89〉	50,299 〈239〉	—
	執行額(百万円)	204,883 〈271〉	71,734 〈131〉	—	—	—
	翌年度繰越額(百万円)	19,826 〈0〉	15,074 〈0〉	—	—	—
	不用額(百万円)	7,423 〈0〉	2,594 〈0〉	—	—	—

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円、25年度:19,594億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成25年6月14日)
-----------------	------------------------

担当部局名	水管理・国土保全局	作成責任者名	河川環境課 (課長 渥美 雅裕)	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------	--------	---------------------	----------	---------

業績指標 30

生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合

評 価

A-2	目標値：約50%（平成28年度） 実績値：約35%（平成23年度） 初期値：約33%（平成22年度）
-----	--

(指標の定義)

政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合

分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数

分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数

(目標設定の考え方・根拠)

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、平成28年度末までには50%が達成されることを目標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（市区町村）（緑の基本計画の策定主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性基本法（平成20年法律第58号）
- ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）
- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）第3部第1章第7節2 緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定

【閣決（重点）】

なし

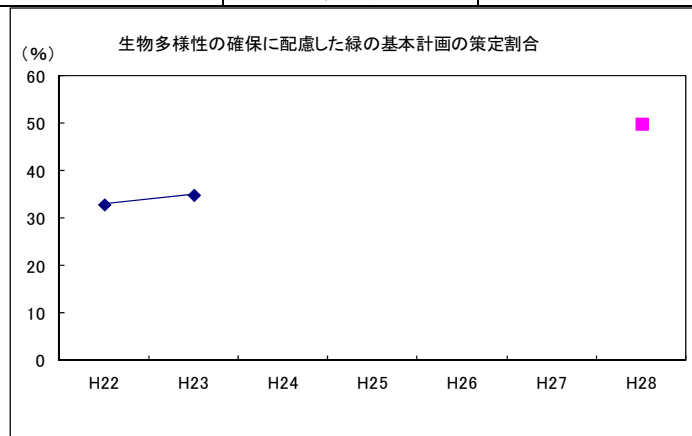
【その他】

国土交通省都市局において平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定したことを踏まえ、都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等を把握する指標の例示等、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を行う。

過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24		
約33%	約35%	集計中		



事務事業の概要

主な事務事業の概要

平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定したことを踏まえ、都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等を把握する指標の例示等、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行っている。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績値は調査中であるが、当該年度は4都市において計画の見直しが行われており、今後も引き続き各都市において、計画の見直しを行うことが想定されるため、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及に努めるとともに、地方公共団体において、都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等を把握するために、活用しやすいよう指標の検討を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、当課における実績調査から計画見直しに取り組んでいる自治体が一定数見込めることから、A-2と評価する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

さまざまな地方公共団体で活用できるような都市の生物多様性指標（素案）を国交省において策定し、今後の地方公共団体の取組みを一層促進する。

(平成26年度以降)

技術的配慮事項や都市の生物多様性指標の普及に努めるとともに、都市の生物多様性に配慮した緑の基本計画策定を促進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課緑地環境室（室長 町田 誠）

業績指標 3 1

下水汚泥エネルギー化率（下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合）

評 価

B-1	目標値：約 29%（平成 28 年度） 実績値：約 13%（平成 23 年度） 初期値：約 13%（平成 22 年度）
-----	---

（指標の定義）

- 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合
 （分母）下水汚泥中の有機物
 （分子）消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用された下水汚泥中の有機物

（目標設定の考え方・根拠）

- 今後、現在約 3 割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込んで、下水汚泥のエネルギー化率が平成 28 年度に約 29%まで進展することを目標とする。

（外部要因）

- 技術開発の動向、資源価格の高騰

（他の関係主体）

- 地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- 第 183 回国会施政方針演説（平成 25 年 2 月 28 日）「省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、できる限り原発依存度を低減させていきます。」

【閣議決定】

- なし

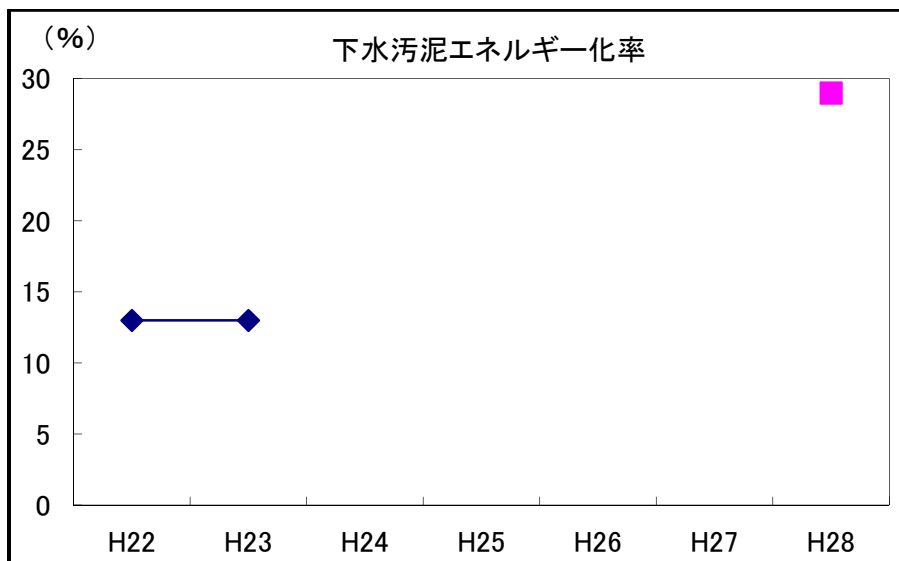
【閣決（重点）】

- 社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

- なし

過去の実績値				(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4		
約 13%	約 13%	集計中		



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 下水汚泥のエネルギー利用 (◎)
 - ・ 下水汚泥のエネルギー利用を促進するため、地方公共団体が行う汚泥のエネルギー化施設の整備に対して支援を行うとともに、革新的技術の実証事業を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 1兆5,858億円の内数(平成24年度国費)
地域自主戦略交付金予算額 6,754億円の内数(平成24年度国費)
下水道事業関連予算額 59億円の内数(平成24年度国費)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

- ・ 該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成23年度の実績値は東日本大震災に伴う下水処理施設等の稼働停止等の影響などにより約13%であり、平成22年度から横ばいである。
- ・ 東日本大震災後の我が国のエネルギー市場を取り巻く急激な変化、固定価格買取制度の導入等を踏まえると、今後多くの下水汚泥のエネルギー利用が想定されるところであり、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・ 社会資本整備総合交付金より、地方公共団体による下水道における下水汚泥のエネルギー化を支援した。
- ・ 平成21年3月に策定した「下水道における地球温暖化防止推進計画策定の手引き」に基づき、各下水道管理者における計画的な地球温暖化対策を推進した。
- ・ 平成23年3月に策定した「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン(案)」に基づき、各下水道管理者における下水汚泥のエネルギー化を促進した。
- ・ 平成23年度から、「下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)」により、下水道における省エネ・創エネ対策に係る革新的技術を実証し、下水汚泥のエネルギー化及び下水道事業における温室効果ガス排出量の削減を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 平成23年度の実績については、東日本大震災に伴う下水処理施設等の稼働停止等の影響などにより、約13%と平成22年度から横ばいであるが、同年に創設した下水道革新的技術実証事業を消化ガス発電等をテーマとして実施している。平成25年度に実証事業の成果についてのガイドラインを策定し、それらを推奨すること等によって低コスト・高効率のエネルギー化技術の普及を図り各下水道管理者による下水汚泥のエネルギー利用を促進する。
- ・ また、平成24年から施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(固定価格買取制度)」等により下水汚泥のエネルギー利用がさらに加速すると見込まれる。
- ・ さらに「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン(案)」の改訂をおこなうとともに、下水汚泥の固形燃料について、市場拡大を目的としたJIS規格化を行う。また、下水道事業に係るベンチマーキングの導入による優良事例の全国展開を推進する。
- ・ 以上のことから、B-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

平成23年度より消化ガス発電等をテーマに実施した下水道革新的技術実証事業の成果についてのガイドラインを策定し、それらを推奨すること等によって低コスト・高効率のエネルギー化技術の普及を図る。

(平成26年度以降)

「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン(案)」の改訂をおこなうとともに、下水汚泥の固形燃料について、市場拡大を目的としたJIS規格化を行う。また、下水道事業に係るベンチマーキングの導入による優良事例の全国展開を推進する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道企画課(課長 松本 貴久)

業績指標 3 2

污水処理人口普及率（総人口に占める污水処理施設を利用できる人口の割合）

評 価	
A-2	目標値：約95%（平成28年度） 実績値：約88%（平成23年度）※ 初期値：約87%（平成22年度）※ ※東日本大震災の影響で、岩手県・宮城県・福島県の3県において調査不能な自治体があるため参考値

（指標の定義）

污水処理施設（下水道、農業集落排水施設、浄化槽等）が普及している人口の割合

（分母）総人口

（分子）污水処理施設（下水道、農業集落排水施設、浄化槽等）が普及している人口

（目標設定の考え方・根拠）

将来的には、全人口が污水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの下水道、農業集落排水施設、浄化槽等各污水処理施設の整備の進捗状況等を踏まえて、当面の目標として、平成28年度までに約95%達成させることを目標として設定

（外部要因）

技術開発の動向等

（他の関係主体）

- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・農林水産省（農業集落排水施設事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
 「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】

なし

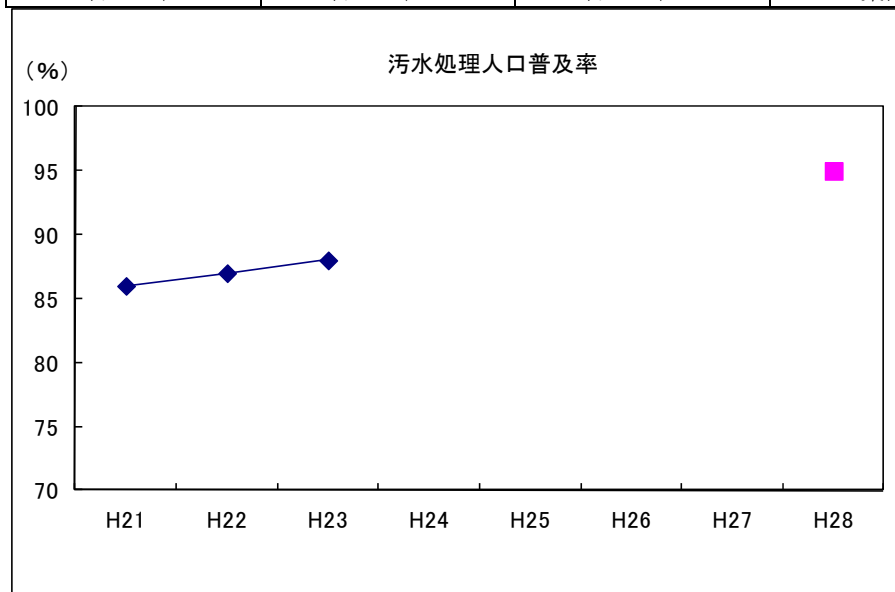
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H21	H22	H23	H24	
約86%	約87%※	約88%※	集計中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○汚水処理施設の整備（◎）

- ・効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
- ・下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 1兆5,858億円の内数（平成24年度国費）
地域自主戦略交付金予算額 6,754億円の内数（平成24年度国費）
下水道事業関連予算額 59億円の内数（平成24年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・汚水処理人口普及率の平成23年度の実績値は約88%※で、前年度から約1%上昇している。
- ・普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、汚水処理人口普及率が全国平均を超えているのは、16都道府県だけである。また、5万人未満の中小市町村における汚水人口普及率は73.9%※（平成23年度末時点）にとどまっている。

※東日本大震災の影響で、宮城県、福島県の2県において調査不能な自治体があるため参考値である。

（事務事業の実施状況）

- ・地方の自主性・裁量性を高めるため、複数の汚水処理施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）を一体的に整備する市町村に対し、汚水処理施設間での融通や年度間の事業量の調整が可能な汚水処理施設整備交付金により、汚水処理の普及拡大を推進した。
- ・平成19年9月に「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想の早急な見直しを推進した。
- ・さらに、「下水道未普及解消クイックプロジェクト」では、平成19年度よりモデル市町村において新技術の導入による効率的な整備等の試行的な取組みを実施し、地域の実状に応じた効率的な未普及解消技術の開発とその活用による未普及解消を推進した。
- ・平成20年度より公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大した。
- ・平成21年度には、下水道の普及が遅れている市町村を対象に、人口の集中している地区で補助対象範囲を拡充して概ね10年以内での下水道整備を促進する「下水道未普及解消重点支援制度」を創設し、地域間格差の是正を推進した。
- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。
- ・平成23年度末に「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」において、関係三省の連携を基本とした未整備地域における効率的な整備のあり方等について検討のうえ中間とりまとめを行い、効率的な汚水処理整備を推進した。
- ・平成24年度より「都道府県構想マニュアル検討委員会」を設置し、都道府県構想の徹底した見直しを加速させ、より効率的な汚水処理施設の整備及び運営が進むよう、汚水処理に関係する国土交通省、農林水産省、環境省の3省が連携し、新たに3省統一の都道府県構想策定マニュアルに向けて検討を行っている。
※ 都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実状に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・昨年度、社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標の目標値及び目標年度を平成24年度【初期値（目標設定年度）：平成22年度】から平成28年度に見直しを行った。
- ・当指標は、平成22年度以降のトレンドを延長すると平成28年度には目標値を達成する見込みである。
- ・平成22年度より社会資本整備総合交付金が創設され、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業の支援が可能となった。また、平成23年度末に「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」において、関係三省の連携を基本とした未整備地域における効率的な整備のあり方等について検討のうえ中間とりまとめを行い、効率的な汚水処理整備を推進している。さらに平成24年度から3省統一の都道府県構想策定マニュアルの策定に向けて検討もおこなっており、今後は、これらの施策を推進することで目標を達成することが可能であり、A-2と評価した。
- ・引き続き、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、各汚水処理施設の連携を一層強化するとともに、地域の実状に応じた低コストの下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

3省統一の都道府県構想策定マニュアルの策定

(平成26年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 (課長 増田隆司)

業績指標 33

特に重要な水系における湿地の再生の割合

評 価

A-2	目標値：約5割（平成28年度） 実績値：約39%（平成24年度） 初期値：約3割（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地の面積約900haのうち、河川整備により再生された割合。

再生された湿地の面積の割合＝①／②

①：再生された湿地の面積

②：特に重要な水系において過去に開発等で失われた湿地の中で回復可能な面積

（目標設定の考え方・根拠）

生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地を平成23年度までに300ha（約3割）再生。

予算の推移や現場状況等を踏まえて、平成28年度までに約5割の湿地を再生することを目標。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・生物多様性国家戦略 2012-2020（平成24年9月28日）

ラムサール条約湿地を抱える市町村が任意に加盟する「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」をはじめ、関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携しつつ、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。（第3部第1章2節）失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、エコロジカルネットワークの形成に取り組み、河川や湿地などの保全・再生を重点的に実施します。（第3部第1章第8節）

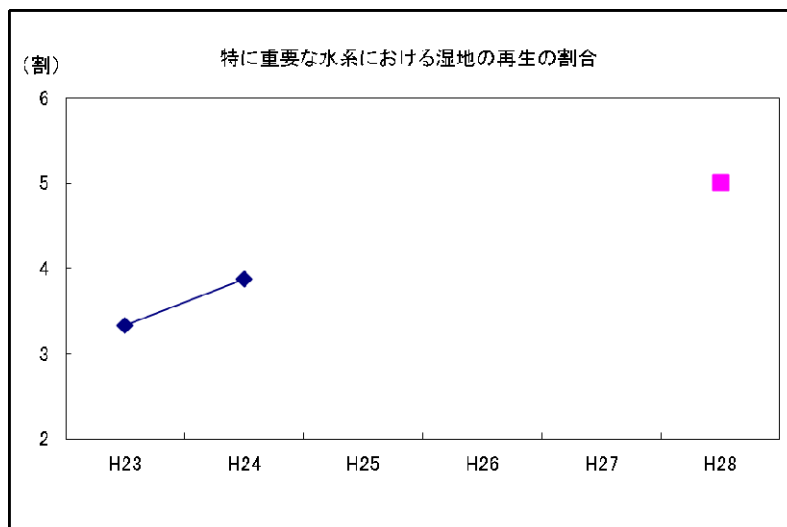
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
約3割	約39%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

失われつつある自然環境の保全・再生 (◎)

生態系ネットワーク形成に向けた取組として、過去の開発等により失われた多様な生物の生息・生育環境である湿地について、地域の多様な主体と連携しつつ、河川改修に合わせた再生等を推進

予算額：河川事業費4,386億円の内数(平成24年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績値は約39%となり、目標年度には目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

湿地の再生事業等を釧路川、利根川等で実施

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成24年度の実績値は約39%となり、目標値に対して順調に推移している。また、今後もこれまでどおり、重点的に自然再生事業を促進させることとし、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局河川環境課(課長 渥美 雅裕)

関係課：水管理・国土保全局治水課

業績指標 34

良好な水環境創出のための高度処理実施率（高度処理が必要な区域内の人口に対する高度処理が実施されている区域内の人口の割合）

評価

A-2	目標値：約43%（平成28年度） 実績値：集計中（平成24年度） 初期値：約33%（平成23年度）
-----	---

（指標の定義）

富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域を対象区域として、対象区域内における当該年度の居住人口に対する、必要な高度処理が実施されている区域内の人口の割合をいう。

（分子）必要な高度処理が実施されている区域内の人口

（分母）富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域内における当該年度の居住人口

（目標設定の考え方・根拠）

高度処理が必要であると位置付けられている処理場において、現在予定されている新設・増設・改築時に、高度処理を着実に推進するとともに、水道水源となっている指定湖沼、三大湾の代表的なベイエリア等において、高度処理を重点的に推進するとの考えに基づいて、平成28年度までに約43%を達成することを目標として設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「閉鎖性海域等の水質汚濁対策、・・・などの総合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を図る。水質、水量の観点のみならず、生物多様性の保全の観点も含め、湖沼の汚濁負荷メカニズムの解明や水質汚濁対策の実施、水域と陸域の推移帯（水辺エコトーン）におけるヨシ群落の保全再生などの取組を進め、それぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図る。」
- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）「陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、下水道等污水处理施設の整備や高度処理の導入を進める」

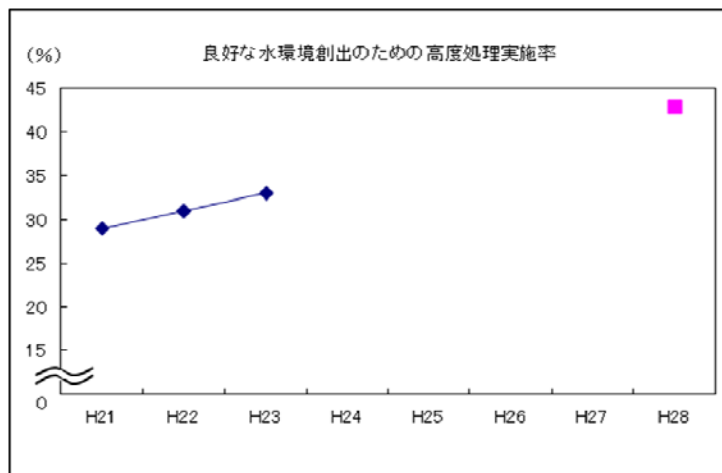
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章、第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H21	H22	H23	H24	
約29%	約31%	約33%	集計中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 高度処理の普及促進 (◎)

- ・ 高度処理の施設の整備により高度処理の普及を促進するため、高度処理を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 1兆5,858億円の内数(平成24年度国費)

地域自主戦略交付金予算額 6,754億円の内数(平成24年度国費)

下水道事業関連予算額 59億円の内数(平成24年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 高度処理実施率の平成24年度の実績値は集計中であるが、事業の執行状況等から鑑みて、目標年度に目標値を達成できる見込みである。

(事務事業の実施状況)

- ・ 三大湾、指定湖沼等における水質環境基準の達成に向けて、これらの地域において高度処理施設の整備を推進した。
- ・ 平成20年9月の事務連絡「高度処理方法として取り扱うことのできる処理方法の事業計画への位置づけについて」により、高度処理を位置付けるべき処理場の定義を整理し、適切な高度処理の実施を推進した。
- ・ 平成20年6月の事務連絡「処理方法の考え方について」により、新設・増設・改築時における高度処理の導入に加え、改築の時期に達していない施設においても段階的な高度処理を導入するよう地方公共団体に依頼した。
- ・ 平成21年度には、高度処理を位置づけた流域別下水道整備総合計画策定時の高度処理共同負担制度の適用可能性の検討などの取り組みを行い、積極的な高度処理の導入を推進した。
- ・ 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 段階的の高度処理の推進など、高度処理の普及・実施に寄与する取り組みを行っており、集計中ではあるが、事業の執行状況等から鑑みて、当指標も着実に上昇すると見込まれる。
- ・ 引き続き、三大湾や指定湖沼などの閉鎖性水域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- ・ 以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 加藤 裕之)